

令和7年度

募集案内

千代田区立九段中等教育学校

目 次

	令和7年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定の主な流れ	1
第1	募集概要・募集人員	2
第2	応募資格	2
第3	特別措置	6
第4	適性検査の出題方針	7
第5	適性検査の得点等の取扱い	7
第6	合格候補者の決定	8
第7	合格者の決定	8
第8	繰上げ合格者の決定	8
第9	出願書類の準備から入学手続等までの流れ	9
第10	入学願書イメージ図と入力上の注意	12
第11	志願者カード記入上の注意	13

令和7年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定の日程

月	日	曜	内 容	月	日	曜	内 容
12	19	木	出願情報登録期間 (1月15日午後5時まで)	1	31	金	
				2	1	土	
1	9	木	書類提出期間 (郵送1月15日必着)		2	日	
	10	金			3	月	適性検査日
	11	土			4	火	追検査出願受付①
	12	日			5	水	追検査出願受付②
	13	月	成人の日		6	木	
	14	火			7	金	
	15	水	出願情報登録期間・書類提出期間終了		8	土	
	16	木			9	日	合格発表 (サイト: 午前8時、 掲示: 午前9時) 入学手続 (午後3時まで)
	17	金			10	月	入学手続 (正午まで)
	18	土			11	火	建国記念の日
	19	日			12	水	
	20	月			13	木	
	21	火			14	金	入学金納付期限 追検査日
	22	水	応募状況の発表		15	土	
	23	木			16	日	
	24	金			17	月	
	25	土			18	火	追検査合格発表 追検査入学手続 (午後3時まで)
	26	日			19	水	追検査入学手続 (正午まで)
	27	月			20	木	
	28	火			21	金	追検査合格者入学金納付期限
	29	水					
	30	木					

令和7年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定の主な流れ

※詳細は「第9 出願書類の準備から入学手続等までの流れ」(9～11 ページ)を参照のこと。

特別措置申請書の提出 (障害等により配慮が必要な場合)

令和6年12月13日(金)まで → 6 ページ

- ・小学校長を経由しての「特別措置申請書 (様式12)」の提出
- ・九段中等教育学校長から「特別措置決定通知書 (様式13)」による通知

出願情報の登録 (ミライコンパス出願サイトから)

令和6年12月19日(木)より登録可～令和7年1月15日(水)午後5時まで

出願書類の準備

- ・入学願書(様式1)出力、学校長確認欄等への記入
- ・報告書(様式2)の作成(小学校長に作成を依頼)、作成志願者カード(様式14)の記入 → 9、13 ページ
- ・入学検定料の納付(システム決済)
- ・応募資格審査関係書類の準備(該当者のみ)
- その他、九段中等教育学校長が定めた書類等の準備(該当者のみ) → 5 ページ

【区分A・Bいずれも】郵送(特定記録郵便)による出願

令和7年1月9日(木)から15日(水)までに 必着

千代田区九段北2-2-1 九段中等教育学校 厳封・九段中等教育学校宛て

<出願書類>

- ・入学願書(様式1)出願サイトから出力したものに校長印等、アップロード写真付き
- ・報告書(様式2)(小学校長が作成・厳封し、九段中等教育学校長宛て親展扱い)
- ・志願者カード(様式14)(志願者本人記入項目と保護者記入箇所が記入されたもの)
- ・応募資格審査関係書類(該当者のみ)
- ・その他、九段中等教育学校長が定めた書類等(該当者のみ)

応募状況の発表 令和7年1月22日(水) 午前11時

- ・九段中等教育学校 九段校舎掲示、学校ホームページ掲載

受検票の印刷 令和7年1月23日(木)以降

適性検査 令和7年2月3日(月) 午前8時30分集合

合格者の発表 令和7年2月9日(日)

- ・合否サイト 午前8時
- ・九段中等教育学校 九段校舎掲示 午前9時

入学手続 令和7年2月9日(日)(午後3時まで)、10日(月)(正午まで)

- ・合格通知書(様式3)の交付
- ・入学意思確認書(様式5)の提出
- ・入学許可書(様式6)の交付
- ・入学金の納付期限(2月14日(金)まで)

本人得点の開示 (希望者)

- ・令和7年2月25日(火)から令和7年4月9日(水)まで

第1 募集概要

出願	<p>【区分A・Bとも】</p> <p>インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、特定記録郵便（下記書類提出期間に、九段中等教育学校必着）により郵送したものを受付（下記書類提出期間以外は受け付けない）</p> <p>[入力期間] 令和6年12月19日（木）から令和7年1月15日（水）午後5時まで</p> <p>※入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間。</p> <p>[書類提出期間] 令和7年1月9日（木）から1月15日（水）まで</p> <p>※書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を九段中等教育学校へ提出する期間。</p>																				
応募状況の発表	<p>令和7年1月22日（水） 午前11時</p> <p>九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1）掲示</p> <p>九段中等教育学校ホームページ（http://www.kudan.ed.jp/）掲載</p>																				
検査	<p>令和7年2月3日（月）</p> <p>会場 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1）</p> <p>九段中等教育学校 富士見校舎（千代田区富士見1-10-14）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">実施内容</th> <th style="width: 25%;">開始時刻</th> <th style="width: 25%;">終了時刻</th> <th style="width: 25%;">検査時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集 合</td> <td>午前 8時 30分</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td>適性検査1</td> <td>午前 9時 00分</td> <td>午前 9時 45分</td> <td>45分間</td> </tr> <tr> <td>適性検査2</td> <td>午前 10時 15分</td> <td>午前 11時 00分</td> <td>45分間</td> </tr> <tr> <td>適性検査3</td> <td>午前 11時 30分</td> <td>午後 0時 15分</td> <td>45分間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 昼食、上履きは不要。</p> <p>※ 受検票、筆記用具、直線定規、コンパスを持参のこと。</p> <p>※ 計時以外の機能のある時計は使用不可。</p>	実施内容	開始時刻	終了時刻	検査時間	集 合	午前 8時 30分			適性検査1	午前 9時 00分	午前 9時 45分	45分間	適性検査2	午前 10時 15分	午前 11時 00分	45分間	適性検査3	午前 11時 30分	午後 0時 15分	45分間
実施内容	開始時刻	終了時刻	検査時間																		
集 合	午前 8時 30分																				
適性検査1	午前 9時 00分	午前 9時 45分	45分間																		
適性検査2	午前 10時 15分	午前 11時 00分	45分間																		
適性検査3	午前 11時 30分	午後 0時 15分	45分間																		
発表	<p>令和7年2月9日（日） 午前8時</p> <p>合否照会サイト上で発表</p> <p>令和7年2月9日（日） 午前9時</p> <p>九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1）掲示</p>																				
入学手続	<p>令和7年2月9日（日） 午前9時から午後3時まで</p> <p>令和7年2月10日（月） 午前9時から正午まで</p> <p>会場 九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1）</p>																				

募集人員

募集区分	区分A	区分B
募集人員	80名	80名
合 計	160名	

第2 応募資格

九段中等教育学校に入学を志願することのできる者は、第2-1 区分Aの応募資格、又は第2

ー 2 区分Bの応募資格のそれぞれの表の①欄(1)から(4)のいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

第2-1 区分Aの応募資格

①
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程(以下「小学校」という。)を令和7年3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者
(2) 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者
(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(日本人学校)の当該課程を令和7年3月に修了する見込みの者
(4) 令和7年3月31日までに、外国に所在する学校(現地校)において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者
②
(1) 令和6年4月1日現在千代田区内に住所を有しており(転入の場合は令和6年4月1日までに転入の届出を完了していること)、引き続き九段中等教育学校の卒業まで千代田区内に居住し、かつ、通学することが確実で、次のアとイのどちらかの条件を満たす者 ア 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、募集要綱において同じ。)と同居していること。 イ 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であること。ただし、父母のどちらか一方とも同居せず、おじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している場合には「具申書」(様式8)の提出が必要となる。 (ア) 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者 (イ) 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者 (ウ) 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者 (エ) その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者 なお、東日本大震災(平成23年3月11日発生)、平成28年熊本地震(平成28年4月14日発生)、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震(平成30年9月6日発生)、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震(令和6年1月1日発生)において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者(以下「災害に伴う被災者」という。)で、千代田区立小学校に在学する者は、事情により千代田区内に住民票を異動することができていない場合であっても、避難者名簿等により継続して居住していることが確認できる場合には、区分Aで志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校の校長(以下「小学校長」という。)は具申書(様式8)を千代田区立九段中等教育学校長(以下「九段中等教育学校長」という。)に提出すること。
(2) 区外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は区外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、令和6年4月1日現在千代田区内に保護者が住所を有しており、九段中等教育学校入学日までに保護者と同居する者で、引き続き九段中等教育学校卒業まで千代田区内に居住し、かつ

通学することが確実な者

ただし、父母のどちらか一方とも同居していない場合は「具申書」(様式8)の提出が必要となる。児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。

※ 具申書(様式8)の提出が必要な場合は、出願までに九段中等教育学校九段校舎(千代田区九段北2-2-1)にて具申書を受け取り、在学小学校長の証明を受けること。

第2-2 区分Bの応募資格

①

- (1) 小学校を令和7年3月に卒業する見込みの者
- (2) 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者
- (3) 日本人学校の当該課程を令和7年3月に修了する見込みの者
- (4) 令和7年3月31日までに、現地校において日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者

②

- (1) 保護者と同居している者で、都内に住所を有しており、引き続き九段中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者

又は、都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有しており、引き続き九段中等教育学校の卒業まで都内に居住し、通学することが確実で、次のアからエのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は「具申書」(様式8)の提出が必要となる。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、九段中等教育学校入学日までに保護者と同居し、都内へ転居する者で、引き続き九段中等教育学校卒業まで都内に居住し、通学することが確実な者

なお、災害に伴う被災者で、父母どちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、区分Bで志願することができる。

また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても区分Bで志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、「志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者」とし、小学校長は具申書(様式8)を九段中等教育学校長に提出すること。

- (2) 第2-3に定める応募資格審査を受け、承認を受けた者

※ 具申書(様式8)の提出が必要な場合は、出願までに九段中等教育学校九段校舎(千代田区九段北2-2-1)にて具申書を受け取り、在学小学校長の証明を受けること。

第2-3 応募資格審査が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、千代田区立九段中等教育学校応募資格審査取扱要項に定める手続により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、九段中等教育学校長に委任する。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい((3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く)。その際、理由書(様式応6)及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

- (1) 保護者ととも都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第2-2②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者ととも入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第2-2①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者ととも入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者(保護者の1人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者)は、「島しょからの転居に関する申立書」(様式9)を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第2-2①欄(2)に該当する者
- (6) 前記第2-2②欄(1)なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式応3)及び転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2))並びに罹災証明書、被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

※ 応募資格に違反し、又は事実に反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

※ 詳細は、「令和7年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱(手引き)」(千代田区ホームページ <https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/gakko/kudan-nyugaku.html> からダウンロード可)で確認のこと。

<お問い合わせ先>

千代田区立九段中等教育学校 (03-3263-7190)

千代田区教育委員会 事務局子ども部学務課学務係(03-5211-4284)

第3 特別措置

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、事前に小学校長を通じて九段中等教育学校長に相談の上、小学校長を経由して令和6年12月13日(金)までに、特別措置申請書(様式12)により、九段中等教育学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法(問題・解答用紙の拡大、ICT機器の使用、介助者(代筆者、音読者等を含む)の同行等)、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

特別措置申請を受け付けた九段中等教育学校長は、特別措置申請の内容にかかわらず、速やかに千代田区教育委員会に報告し、協議する。

- (2) 事故や病気等により、通常の適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等実施上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに特別措置申請書(様式12)により、九段中等教育学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同じとする。ただし、通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる。

九段中等教育学校長は検査方法の特別措置を必要と認めた場合には、直ちに千代田区教育委員会に電話連絡する。

なお、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症(新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。)に罹患した者は受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書(様式12)により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。

- (3) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、九段中等教育学校長に志願の取りやめの連絡をする。

第4 適性検査の出題方針

「育てたい生徒像」をふまえ、小学校で学習した基礎的・基本的な内容と関連させ、単に教科の知識の量を見るものではなく、学習活動への適応能力、問題解決への意欲や自己の将来展望、時事への興味・関心を見いだせるような出題を基本とする。

第4-1 育てたい生徒像

- (1) 自らの意志と責任で判断し、行動する生徒
- (2) 自らの志を見出し、その実現に向けて努力する生徒

第4-2 適性検査の出題方針

- (1) 文学的文章や説明的文章などについて理解し、表現する力を見る。
- (2) 数量や図形の意味を的確にとらえ、多面的にものを見たり、考えたりする力を見る。
- (3) 日常生活に関連する課題を発見し、広い視野から分析し、解決する力を見る。
- (4) 自己の興味・関心、能力・適性を理解し、将来の生活や生き方を考える力を見る。

第5 適性検査の得点等の取扱い

入学者の決定には、報告書の評定及び適性検査1、適性検査2、適性検査3の得点を換算して合計した成績（総合成績）を用いる。

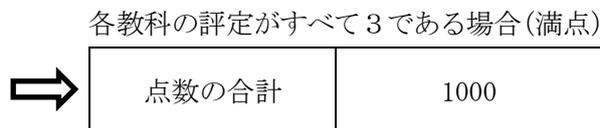
項目	報告書	適性検査1	適性検査2	適性検査3	総合成績
満点(換算点)	200	200	300	300	1000

第5-1 報告書の取扱い

報告書は、第4学年、第5学年、第6学年の各教科の学習の記録(評定)を点数化して合計し、満点が200点になるよう換算する。換算方法は次のとおり。

- (1) 報告書の評定を次の基準で点数化

各教科	
評定	点数
3	40
2	20
1	1



- (2) 換算後の報告書の得点

$$[\text{各教科の点数の合計}] \times \frac{200}{1000} \quad (\text{小数点以下は切り捨てる。})$$

[例]

各教科の学習の記録										
教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	
評定	4年	3	2	3	2	2	3		3	
	5年	3	1	3	3	3	3	3	3	3
	6年	3	2	2	3	3	3	3	2	3

評定3が18個 評定2が6個 評定1が1個 なので、

$$(40 \times 18) + (20 \times 6) + (1 \times 1) = 841 \quad 841 \times \frac{200}{1000} = 168.2$$

小数点以下は切り捨てるので報告書点は168点になる。

第5-2 志願者カードの取扱い

志願者カードは点数化しないが、選考資料とする。

第6 合格候補者の決定

九段中等教育学校長は、次の(1)から(4)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 募集区分(区分A、区分B)ごとに、募集人員に相当する人員まで、総合成績の順(以下「総合順位」という。)により合格候補者を決定する。
- (2) 上記(1)で区分A(区分B)が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、区分B(区分A)の合格候補者となっていない者から、総合成績の順により、募集人員まで充足する。
- (3) 募集人員に対して不足のないように入学者を決定するため、募集区分ごとに合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。
- (4) 上記(3)で区分A(区分B)が募集区分ごとの募集人員に達しない場合は、(2)の例による。

第7 合格者の決定

九段中等教育学校長は、選考委員会の資料により合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

第8 繰上げ合格者の決定

入学手続人員が募集人員に達しない場合、九段中等教育学校長は、令和7年2月21日(金)午後5時を期限として、繰上げ合格候補者の入学意思を繰上げ順位に従って電話又は、これによりがたい場合はその他の手段により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書(様式4)を交付する。なお、繰上げ合格者については発表しない。

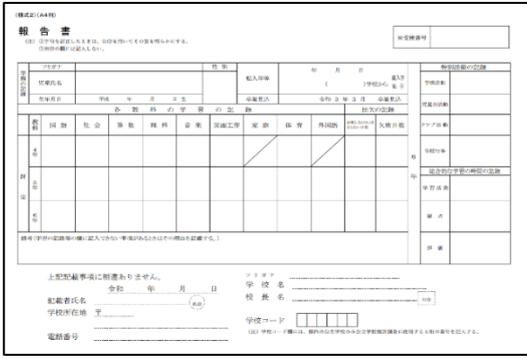
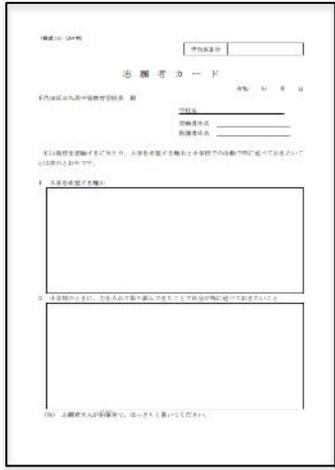
繰上げ合格通知書(様式4)の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書(様式5)を提出し、入学手続を行う。九段中等教育学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式6)を交付する。入学金は定められた期限までに納付する。なお、指定された手続期間内に入学意思確認書(様式5)を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

また、上記期限後に入学辞退者が発生した場合、2月末日を最終期限として、九段中等教育学校長は、千代田区教育委員会と協議の上、繰上げ順位に従って繰上げ合格者を決定できるものとする。

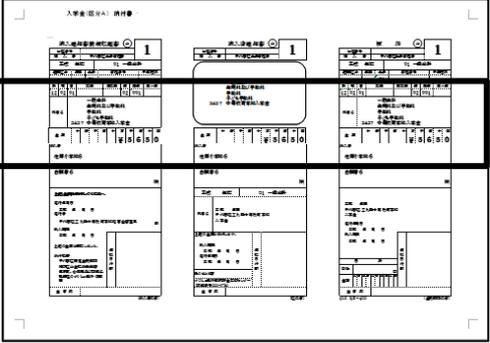
第9 出願書類の準備から入学手続等までの流れ

※千代田区立九段中等教育学校への入学を志願する者は、都立中等教育学校及び都立中学校へ出願することはできない。

※志願者カードの本人記入欄は鉛筆等で記入し、それ以外の書類は黒いインクのボールペンで記入する。消せるボールペンや修正液等は使用しないこと。

(0) 受検上の配慮申請書(様式12)の提出 ※障害等のある志願者が受検するに当たって配慮を必要とする場合のみ	
<p>令和6年12月13日(金)まで</p> <p>①受検する者の保護者は、あらかじめ九段中等教育学校において配布する(学校ホームページからダウンロードも可)配慮申請書(様式12)を受け取り、在学小学校長へ提出する。</p> <p>②在学小学校長は、九段中等教育学校長へ配慮申請書(様式12)を提出する。</p> <p>九段中等教育学校長が配慮の内容について千代田区教育委員会と協議の上決定し、受検上の配慮決定通知書(様式13)により在学小学校長及び受検する者の保護者に通知する。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p>(様式12)</p> <p>配慮 申請書</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p>(様式13)</p> <p>配慮決定 通知書</p> </div> </div>
(1) 出願書類の準備	
<p>① 入学願書(様式1)の印刷</p> <p>出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、入学願書(様式1)を印刷する。記入例(12ページ)を参考にして必要事項を入力のこと。(令和6年12月19日～7年1月15日まで)</p> <p>(その際は、令和6年10月1日以降に撮影した写真をアップロードする。都内小学校在学者については、在学する小学校長の確認と公印が必要なため、印刷後、小学校に提出すること。)</p>	<p>(様式2)</p> 
<p>②報告書(様式2)等を小学校に提出</p> <p>印刷した入学願書(様式1)、報告書(様式2)、何も記入していないもの、報告書記入例の三点を在学小学校に提出。</p> <p>後日、小学校長の公印が押された入学願書(公印が必要なのは都内小学校在学者のみ)と厳封された報告書を受け取る(封筒は小学校のものを使用のこと)。</p> <p>応募資格審査関係書類等の提出が必要な場合は、そちらも小学校長の確認を受けること。</p> <p>※千代田区ホームページで様式2をダウンロードが可能。</p>	<p>(様式14)</p> 
<p>③ 志願者カード(様式14)の記入</p> <p>志願者カード記入上の注意(13ページ)を見て記入のこと。</p> <p>「1 入学を希望する理由」「2 小学校のときに、力を入れて取り組んできたことで自分が特に述べておきたいこと」について、志願者本人が鉛筆等ではっきりとした字で書く。</p> <p>※千代田区ホームページで様式14をダウンロードが可能。</p>	<p>(様式14)</p> 

(2) 検定料の支払い → 宛名票の印刷				
④入学検定料の支払い 検定料 (2,200 円) の納付は出願サイトからの電子決済とする。支払いについては、クレジットカード、コンビニエンスストア、金融機関ATM (ペイジー) が利用可能。 ※いったん振り込まれた検定料は返金不可。 ※検定料入金確認後、九段中等教育学校宛ての宛名票の印刷が可能となる。				
(3) 出願書類の郵送 (区分A・Bとも)				
【出願書類一式の郵送】 令和7年1月9日(木)から15日(水)必着 【郵送先】 〒102-0073 千代田区九段北2-2-1 千代田区立九段中等教育学校 願書受付 (角2サイズ封筒に宛名票を貼付して郵送) ※ポスト直接投函ではなく、郵便局から 特定記録郵便 で送付すること	【郵送する書類】必ず☑(確認)のこと <input type="checkbox"/> 入学願書(様式1)(都内の小学校に在学している場合、小学校長の公印が押されたもの) <input type="checkbox"/> 報告書(様式2)(小学校長が作成・厳封し、九段中等教育学校校長宛て親展扱いのもの) <input type="checkbox"/> 志願者カード(様式14)(志願者本人記入項目と保護者記入箇所が適切に記入されたもの) <input type="checkbox"/> 応募資格審査関係書類(該当者のみ) <input type="checkbox"/> その他、九段中等教育学校校長が定めた書類等(該当者のみ)			
(4) 出願書類の受付・審査				
1月16日(木)・17日(金)の2日間、本校において出願書類の審査を行う。 ※書類不備、疑義等のある場合は学校から志願者、または小学校あてに連絡をする場合がある。				
(5) 応募状況の発表				
1月22日(水) 午前11時 応募状況(出願者数)の発表	九段中等教育学校 九段校舎 (千代田区九段北2-2-1)に掲示するとともに、 学校ホームページ(http://www.kudan.ed.jp/)にて掲載する。			
(6) 受検票の印刷				
学校側での書類確認が終了後、受検番号が付番された受検票の印刷が可能となる。(1月23日以降) ※各自印刷して検査当日、持参来校のこと				
(7) 適性検査				
2月3日(月)午前8時30分 集合 会場 九段中等教育学校 九段校舎・富士見校舎 集 合 午前 8 時 30 分 適性検査1 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 45 分 適性検査2 午前 10 時 15 分～ 午前 11 時 00 分 適性検査3 午前 11 時 30 分～ 午後 0 時 15 分	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> 適性検査1 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small> </td> <td style="width: 33%;"> 適性検査2 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small> </td> <td style="width: 33%;"> 適性検査3 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small> </td> </tr> </table> <p> ※ 昼食、上履きは不要。 ※ 受検票、筆記用具、直線定規、コンパスを持参のこと。 ※ 時計以外の機能のついた時計は使用不可。 </p>	適性検査1 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small>	適性検査2 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small>	適性検査3 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small>
適性検査1 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small>	適性検査2 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small>	適性検査3 <small>千代田区立 九段中等教育学校</small>		
(8) 合格者の発表				
2月9日(日) 午前8時 可否照会サイトにて発表	同日 午前9時 九段中等教育学校 九段校舎 (千代田区九段北2-2-1)に掲示			

(9) 入学手続	
<p>2月9日(日) 午前9時から午後3時まで 2月10日(月) 午前9時から正午まで 場所 九段中等教育学校 九段校舎 (千代田区九段北2-2-1) 入学手続期間に次のことを行うこと。 ①受検票を提示し「合格通知書(様式3)」を受け取る。 ②「入学意思確認書(様式5)」を提出する。 ※入学金は、2月14日(金)までに区指定納付書により納付すること。 入学金 区分A 5,650円 区分B 56,500円 ※在学小学校名と志願者名の記載漏れが無いよう確認のこと。 ※納付された入学金は返金しない。 ※災害に伴う被災者、又は経済的な理由で入学金の納付が困難な場合は、相談のこと。</p> <p>入学金の納付後、経営企画室窓口で領収証書を提示し、「入学許可書(様式6)」を受け取る。(土・日・祝日を除く、午前8時から午後4時30分まで)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">(様式3) 合格通知書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">(様式5) 入学意思確認書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">(様式6) 入学許可書</div> </div> 
(10) 入学辞退届の提出	
<p>入学手続者が入学を辞退しようとする場合、「入学辞退届(様式7)」を九段中等教育学校長に速やかに提出のこと。</p>	
(11) 繰上げ合格者の決定	
<p>入学辞退者が生じた場合、九段中等教育学校長は2月21日(金)午後5時を期限として、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話等により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、「繰上げ合格通知書(様式4)」を交付する。なお、繰上げ合格者については発表しない。</p> <p>繰上げ合格者は、指定された期間内に「入学意思確認書(様式5)」を提出するとともに、指定された期日までに入学金を納付すること。</p> <p>入学金の納付後、経営企画室窓口で領収証書を提示し、「入学許可書(様式6)」を受け取る。(土・日・祝日を除く、午前8時から午後4時30分まで)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">(様式4) 繰上げ合格 通知書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">(様式5) 入学意思確認書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">(様式6) 入学許可書</div> </div> <p>※納付書の取り扱いは(9)同様</p>
(12) 本人得点の開示 ※任意(合否を問わず)	
<p>日時 2月25日(火)から4月9日(水)まで (土・日・祝日を除く) 午前8時から午後4時30分まで 場所 九段中等教育学校 九段校舎 経営企画室</p>	<p>※ 受検者であることの確認が必須のため、必ず受検票を持参のこと。 ※ 保護者等の場合は受検票に加えて本人確認書類(運転免許証等)の提示を求めらるので持参のこと。</p>

第10 入学願書（ネット出力）イメージ図と入力上の注意

令和7年度 千代田区立九段中等教育学校入学願書
 千代田区立九段中等教育学校長 殿
 貴校への入学を志願します。

受検番号	
募集区分	区分 A・B

志願者	フリガナ		写真 正面上半身脱帽 (4cm×3cm) 令和6年10月1日以降撮影のもので、カラー・白黒どちらでも可 (アップロード or 貼付)
	氏名		
	生年月日	平成 年 月 日	
	現住所 (出願時の住所)	〒	
	入学式までに転居予定の人は入学後の住所	〒	
	在学小学校名		
卒業年月	令和 年 月 卒業見込		
保護者	現住所	〒	連絡先電話番号 ()
	入学式までに転居予定の人は入学後の住所	〒	

「志願者と同じ」でもよい

日中、連絡が取れる番号
携帯電話の番号を併記してもよい

応募資格がないと認められた場合や事実と反する記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。 令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 志願者との続柄 _____

上記の志願者は貴校に応募する資格があることを確認しました。 令和 年 月 日

学校名 _____ 校長名 _____

都内の小学校に在学している者は、全ての項目について記載した上で、在学する小学校長の確認と公印を受けること

電話番号 _____



令和7年度
 千代田区立九段中等教育学校 受検票

受検番号		区分 A・B
------	--	--------

フリガナ	
受検者氏名	
在学小学校名	
検査会場名	千代田区立九段中等教育学校

1 検査日時及び時間割

(1) 検査日時

令和7年2月3日(月)
 午前8時30分集合

(2) 時間割

適性検査1 午前9時～9時45分
 適性検査2 午前10時15分～11時00分
 適性検査3 午前11時30分～午後0時15分

2 合格発表日時・場所

令和7年2月9日(日) 午前8時

合否サイト (<https://●●●●●>) 上で発表

2月9日(日) 午前9時

本校九段校舎(千代田区九段北2-2-1) 掲示

第11 志願者カード記入上の注意

(様式14) (A4判)

※受検番号	
-------	--

ここは記入しないでください

志 願 者 カ ー ド

記入した日付を書いてください

令和7年 1月 10日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

学校名 〇〇区立〇〇小学校

志願者氏名 九段一郎

保護者氏名 九段太郎

私は貴校を志願するに当たり、入学を希望する理由と小学校での活動で特に述べておきたいことは次のとおりです。

1 入学を希望する理由

志願者本人が、九段中等教育学校を希望する理由や、入学後6年間の生活の中で取り組みたいことなどを、読む人にわかるように、はっきりとした文字で書いてください。

2 小学校のときに、力を入れて取り組んできたことで自分が特に述べておきたいこと

志願者本人が、小学校のときに取り組んできたことや実績、その活動によってどのように成長したかなどを、読む人にわかるように、はっきりとした文字で書いてください。

(注) 志願者本人が鉛筆等^{えんぴつ}で、はっきりと書いてください。

<学校所在地>

九段校舎 〒102-0073 千代田区九段北 2-2-1 電話 03-3263-7190
富士見校舎 千代田区富士見 1-10-14

<校舎周辺略図>



<アクセス>

- ・ 東京メトロ東西線、半蔵門線、都営新宿線「九段下」駅1番出口から徒歩5分
- ・ JR「飯田橋」駅西口又は東京メトロ東西線、有楽町線、南北線、都営大江戸線「飯田橋」駅B2a出口から徒歩10分

令和7年度

募集案内

令和6年11月発行

編集・発行 千代田区立九段中等教育学校
所在地 〒102-0073
東京都千代田区九段北二丁目2番1号（九段校舎）
電話 03（3263）7190
ホームページ <http://www.kudan.ed.jp/>